

くなるのが不安なので、条例違反であることは承知しているが、決まった公園でリードを放してボール投げなどをして遊ばせている。D.H.氏は家の庭が広く十分走り回れるので、散歩は電動車椅子で30分程度歩いてくるだけで済ませる。また、本人が体調がよいときにしか出かけないので毎日ではなく週2回程度である。介助犬としてよく用いられるラブラドル・レトリバー等で特に若い犬にとって必要な運動量を確保し犬が精神的にも満足できるような運動を確保する方法を検討することが必要と考えられた。

これらの犬の世話に対する負担が家族にかかることは避けられず、家族や周囲の理解が必須であることがわかる。しかしながら、自助具や世話の方法を工夫することでなるべく自力で障害者自身が犬の世話が出来るようにすることが必要と思われる。

### 経済的負担

主な項目は食事と医療費でその他におやつや玩具、首輪などの付属品である。食事代は月に8000円～10000円/月、医療費の内訳は検診（約15000円）、ワクチン接種（狂犬病、7種混合等—17000円）、ノミ・ダニ駆除剤（1500円x12回=18000円）、フィラリア予防薬（3200円x9回=28800円）で、合計156000円から188000円程度かかる。T.N.氏はこれらの項目に加えて2カ月に1度は必ず獣医師で検診を受け、肛門栓や耳栓の処置をしてもらうために他の2名よりも高額になっている。Y.K.氏は昨年よりあるペットフード企業よりフードを寄付してもらえることになり、また獣医医療費もそれぞれ、各獣医師の善意により割引をしてもらっている。年間15万円を越える費用は大きな負担となる。これらの費用に関する補助等の対策が望まれる。

### 社会参加状況

Y.K.氏は職場にも認められ介助犬同伴で出勤している。交渉時は管理部門が慎重であったが一旦許可が出てからは会社としても理解を示し応援してくれている。T.N.氏の職場では受け入れにほとんど問題がなく、好意的に接してくれる。D.H.氏の作業所は管理責任者が精神障害を持った職員の犬に対する態度が不安、という理由で同伴を許可されていない。そのため月曜から金曜の午前8時から午後4時まで共に過ごすことが出来ず、犬は家で母といることになる。母も昼間の数時間は仕事に出かけるため犬は一人で留守番をしている。

3名とも介助犬を同伴して交通機関や店舗の利用を交渉しなければならないことに負担を感じていた。また、これらの交渉を使用者個人でしなければならない場合があり、現段階では介助犬が障害者の社会参加の上で大きな妨げとなっていると考えられる。交通機関に関してはY.K.氏以外は積極的に利用していないようだった。また、3名ともホテルや娯楽施設などで一旦は「入ってよい」「利用可」といわれた後、「建物に入ってもよいが客室（娯楽設備）の利用はしないでほしい。」「犬を外に置いて入るならよい。」等と断られた経験を持っていた。

介助犬を譲渡する上で障害者がどこにでも自由に行くことができるような体制を整えなければ障害者にとってはかえって社会参加を妨げる要因となり、精神的な負担にもなる。

## 介助犬のリタイアについて

介助犬がリタイアしても終生世話をしたいと思うか質問したところ、3名とも世話をしたいが、可能かどうか不安、と答えた。次の介助犬を希望するかについては全員が希望すると答えた。

## まとめ

介助犬の効果や訓練状況、負担や不安等につき、使用者本人への調査を行った。障害者自身に介助犬の可能性について未だ十分な情報が普及していない中で介助犬を希望した介助犬使用者の希望理由は3名中の2名が犬と生活することでの精神的な効果であり、機能的効果を挙げたのは1名のみであった。結果的には3名とも手指代償機能を介助犬が果たすことで様々なことが介助者なしに自力で出来るようになり、また訓練を成し遂げた充実感と犬との信頼関係により心の安らぎや孤独感の解消がもたらされ、外出する頻度が増え人と知り合う機会が増えたという回答が本人および家族から得られた。

しかしながら、訓練方法や認定までの手順、譲渡方法や家族および本人への指導体制などが整備されておらず、認定後の社会参加の支援までを含めた育成・指導体制の徹底が望まれる。これらの問題は障害者に対して金銭的トラブル、介助犬をつかいこなせない、問題行動に対処できないなどの問題を抱え込むことになるばかりでなく、社会にとっては公衆衛生上の害を引き起こす可能性が危惧される。また、介助犬の質が確保できなければ介助犬の普及を妨げる要因にもなると思われる。より多くの障害者が介助犬により機能的、精神的、社会的効果によって自立を果たし、円滑に社会参加できるようになるために育成指針および介助犬の基準、育成側の指導体制と社会での受け入れ体制の整備が望まれる。

次年度はさらに多くの介助犬使用者に対して調査を拡大し、介助犬の効果と育成および社会参加における課題を調査を継続したい。

|                 | Y.K.   | T.N.  | D.H.   |
|-----------------|--|---|--|
| 性別              | 男性   | 男性  | 男性   |
| 年齢              | 38   | 49  | 25   |
| 居住地             | 兵庫県宝塚市   | 東京都西多摩郡   | 京都府宮津市   |
| 家屋環境            | 一戸建て・ベランダつき  | 一戸建て・小さい庭あり   | 一戸建て・広い庭あり   |
| 基礎疾患・発症         | 頸髄損傷・1987  | 筋ジストロフィー・1954   | Duchenne型筋ジストロフィー・1977   |
| 障害名             | 上肢不全麻痺、下肢完全麻痺（痙性）  | 上肢不全麻痺、下肢完全麻痺（弛緩性）  | 上下肢完全麻痺（弛緩性）   |
| 合併症、<br>頻回罹患疾患等 | 膀胱直腸障害、<br>尿路感染  | 嵌入爪   | 心機能障害あり  |
| 主な自助具           | 車椅子、両手装具   | 電動車椅子（上下の移動可）、電動ベッド   | 電動車椅子  |
| 同居家族            | 妻、妹  | なし（妻が長期入院中）   | 両親   |
| 主な介助者           | 妻  | ヘルパー（24時間体制）  | 母  |
| 職業              | コンピュータープログラマー、<br>在宅勤務月に2-3度会社に出勤する  | 介助者派遣団体事務局長<br>ほぼ毎日出勤する   | 作業所勤務<br>毎日出勤  |
| 介助犬             | ラブラドル・レトリバー<br>5歳 メス（持ち犬）  | ラブラドル・レトリバー<br>7歳 オス  | ラブラドル・レトリバー<br>2歳 オス   |
| 介助犬認定年度         | 1996年7月  | 1994年7月   | 1998年7月？（認定式はまだ）   |
| 育成組織所在地         | 東京都八王子市<br>落としたものを拾う<br>フロッピーディスク、タイプ用自助具、手袋、<br>本、紙、鍵、コンセント、尿器、カテーテル、<br>診察券、お金等<br>指示したものを持って来る<br>ハーネスとリード、コードレス電話、ジュース、<br>リモコン、靴、鞆、駐車場や高速道路チケット<br>ドアの開閉-扉、冷蔵庫など<br>脱衣、段差や坂で車椅子を引く<br>エレベーターのボタンを押す | 東京都八王子市<br>落としたものを拾い、直接の手の上に乗せる<br>ドアの開閉<br>靴箱、引き出し、冷蔵庫、食器棚など<br>移乗-車椅子からベッド、畳、風呂など<br>足が疲れて痛いときに足をあげたり移動する<br>電気をつける、消す<br>体位交換（畳の上でのみ可能）<br>夜中など必要なときに介助者を呼びに行く | 京都府京都市<br>落とした物や手の届かない物を取って渡す<br>リモコン、ペン、電話、新聞など<br>ドアの開閉<br>手を車椅子の台の上に載せる |

|                                    | Y.K.   | T.N.   | D.H.   |
|------------------------------------|--|--|--|
| 介助犬希望理由                            | 緊急時の連絡にコードレス電話を持ってくことを期待。すでに飼育していた犬の問題行動に困り改善を期待   | 外出するきっかけを作りたかった。   | 犬がほしかった。   |
| 介助犬を知ったきっかけ<br>犬・動物飼育歴             | ペット雑誌<br>屋外で犬飼育歴あり、1年前より飼育中のペットの犬あり  | 新聞記事<br>うさぎ、キボウシ（鳥）を屋内で飼育  | テレビのニュース<br>屋外犬飼育歴あり   |
| 犬への期待                              | 孤独感・不安の解消、やすらぎ、外出の楽しみ、話題提供   | 張りのある生活  | 寂しさをまぎらす。精神的な安らぎ   |
| 飼育の不安<br>介助犬はどのような存在か<br>譲渡後の生活の変化 | 行動管理が可能か、犬がなつくか<br>良きパートナー、子供のような存在<br>毎日散歩に出かけるようになり健康になった。緊急時の連絡が確保できるので一人でも安心感があり外出の機会が増えたため人と知り合うことが多くなった。<br>生活に張りが出た | 犬がなつくか<br>息子<br>外出することが増えた。人と知り合う機会が増え社会的になった。妻の入院で一時施設入所となったが、犬との生活を続けられるために在宅で生活出来るよう努力することが出来た。 | 言うことをきいてくれるか、行動管理できるか<br>弟のような存在<br>孤独感がなくなった。気遣いなく介助をしてもらえる母にもらってばかりという感覚でしていたことが自分でしている感覚で出来るようになった。 |
| 譲渡条件<br>認定までの訓練期間                  | 基礎訓練4カ月、合同訓練1カ月、<br>自主訓練*14カ月 注1   | 基礎訓練期間は知らない、合同訓練1カ月、<br>自主訓練*1カ月   | 基礎訓練期間は知らない、合同訓練**5時間、<br>自主訓練6カ月（トレーナーの訪問指導なし）  |
| 譲渡時負担額                             | 約15万円（育成費用一部負担額5万円+トレーナー交通費：八王子-宝塚間）   | 無料   | 無料   |
| 介助犬に対する満足度                         | 75/100点  | 85/100点  | 75/100点  |

|                     | Y.K.  | T.N.  | D.H.   |
|---------------------|---|---|--|
| 介助犬に伴う負担            |   |   |  |
| 経済的負担 (年平均)         | 食費 約120000円、医療費68800円<br>計 188800円  | 食事 約120000円、医療費約120000円<br>計 240000円                  | 食事 96000円、医療費約60000円<br>計 156000円***                         |
| 肉体的負担               | 食事2回 (5分)、ブラシかけ1回 (15分)、<br>散歩1回 (1時間)、遊び (スキンシップ) 3回   | 食事2回 (5分)、散歩 (30-60分)、排泄2回<br>遊び (スキンシップ) 常に、レトリブ等の遊び | 食事2回 (5分)、散歩 (30分 2回/週)、<br>スキンシップ-添い寝、レトリブ等の遊び10分<br>1-2/週。 |
| 介助を要する犬の世話<br>誰がするか | (30分) シャンプー1/月-妻、排泄物処理<br>妻や近くにいる人に依頼   | (5-10分) ブラシかけ1/週、シャンプー1/月<br>ヘルパー                     | 毎日の排泄物処理とブラシかけ、シャンプー1/月<br>母                                 |
| 社会参加状況              | 常に同伴して職場、バスケットボール、買い物<br>外食、講演に週1-2回出かける。旅行、美術館、<br>コンサートなどに半年に1回ほど出かける。<br>ホテルなどの宿泊施設も同伴でよく利用する。 | 常に同伴して職場、買い物、外食に2週間に1回、<br>映画館、コンサートへも同伴経験あり。         |  |
| 主な交通手段              | 自家用車 (運転可)  | 運転介助者の自家用車  | 母運転の自家用車 (職場へは送迎車あり)   |
| 公共交通機関利用            | JR、阪急などの鉄道利用経験<br>あり  | 経験なし  | 試乗以外利用経験なし   |

注1 育成組織の分裂、認定式の準備などで期間を要した  
 合同訓練-トレーナーが泊まり込んで在宅指導  
 \*自主訓練-週1回の訪問指導

\*\*合同訓練 検査入院中病院の庭で1日1時間程度を  
 5日間  
 \*\*\*医療費は推定額。本人は自分で支払っていない  
 のでよくわからないとのこと

平成10年度厚生科学研究

障害保健福祉総合研究事業 介助犬の基礎的調査研究

視覚障害者リハビリテーションにおける盲導犬の現状と課題  
-介助犬との比較検討-

高柳 泰世 愛知視覚障害者援護促進協議会・本郷眼科

河西 光 中部盲導犬協会 所長

坂部 司 愛知視覚障害者援護促進協議会・

聖霊病院視覚障害者リハビリテーションワーカー

## 1) はじめに

私は中途視覚障害者の歩行訓練を含めた日常生活訓練を行うことによって家庭復帰、ひいては社会復帰の援護をしようと、1981年に愛知視覚障害者援護促進協議会を設立した（以下愛視援）。

この頃には未だ「眼科リハビリテーション」という言葉はなかったが、今で言う眼科リハビリテーションを17年前から始めていたわけである。

当初は視覚障害者と言えば「全盲」の方との社会的通念があり、私どももそう思っていたので、歩行、調理、裁縫、編み物などのマニュアルを全部点字で作って対応していた。そのためボランティアも、まず点字を読める方が必要であった。

2年ほど経過したところで、視覚障害者の中の重度の等級の割合は全盲よりも3級とか4級のいわゆるローヴィジョン者が多いことが判った。

ここでローヴィジョンの説明をする。

十数年前までは医学の中で使う弱視と、教育的弱視とが混乱していた。医学の中での弱視はamblyopiaと称し、機質的には問題ないが、視力が出る黄斑部が、見えるという機能を発揮しない状態で、治療としてはこの部分に刺激を与えて、見えるようになるものである。医学的な弱視児は治療の対象になるもので病院等に通って、治療すれば視力は改善される。

ところが教育的弱視というのは、色々な病気で、視覚に関する色々な場所が機質的に問題を起こして、もう治療の対象とはならない、見えるようにはならない状態をいう。この場合は、弱視学級とか盲学校を考える。そこで、同じ「弱視」という言葉を使わずに不可逆的な教育的弱視のことを「ローヴィジョン」と呼称することにしようということになった。

そこで日常生活訓練のマニュアルは点字だけではなく墨字のラージプリント拡大文字のものも用意することにした。

この時、白杖のつき方も全盲の人とローヴィジョンの人では違うのではないかと思っただが、オーストラリアで、1994年2月に開かれた視覚障害リハビリテーションワーカーの世界大会ではローヴィジョン者の白杖のつき方の演題もあったし、ローヴィジョン者が盲導犬を使っているのも見た。

視覚が障害されると、どのような不便なことがあり、それをクリアするにはどんな

方法があるのか。この問題は全盲の場合、アイマスクをつけて体験することが出来、一応個人差もあるが、視覚に関する個体差は余りなく対応されてきた。

しかし、ロービジョンの多様性は大変なもので、だからこそ今まで放置されてきたのではないかと思われる。

まず、個人にとっても、それからその病気のステージによっても見え方が異なる。それぞれの見にくさに合わせて視覚補助具の処方および、生活訓練の処方、指導が必要となる。

症例が変われば、正に多種多様で、それぞれ個々に見えにくさがどのようなものか聞いて、又実際の場面で試して、視覚補助具が処方されなければならないし、白杖、歩行訓練もケースバイケースであると考えられる。

これらのことをふまえて私は会助犬の一つである盲導犬の現状について、中部地区において30年近く活躍している中部盲導犬協会の河西光所長が、愛知視覚障害者援護促進協議会の理事として、「見えない人見にくい人のリハビリテーション」出版に当たり執筆したものを紹介して、これからの参考にさせていただきたい。

私どものところで日常生活訓練を受けた中途視覚障害者は2000人以上にのぼる。歩行訓練を中心に入院、外来、訪問で訓練を受けた人は287人であるが、本日のテーマの盲導犬利用者は3名だけである。

(名古屋大学出版会1996年6月30日発行より)

## 2) 日本における盲導犬の歴史

日本の盲導犬の第1号は1957年のチャンピーであった。中部盲導犬協会は1970年9月5日に発足した。資金難を乗り越え、1980年に愛知県、名古屋市、日本自転車振興会の助成金により、近代設備を持つ盲導犬総合訓練センターが完成した。1982年1月25日には主人を交通事故から守ったことがきっかけで盲導犬が視覚障害者の身体の一部であることが認識された。各地に次々と盲導犬センターが設立され、1995年4月26日には、戸山サンライズで、全国盲導犬施設連合会記念式典が開かれた。

現在、盲導犬は歩行手段の一部と位置づけられている。

## 3) 盲導犬に使われる犬種

ラブラドル・リトリバー、

ゴールデン・リトリバー、

セパード、

スタンダードプードル、

ラブラドル・リトリバーとゴールデン・リトリバーのF 1

スタンダードプードルとラブラドル・リトリバーのF 1

等であるが、ニューヨークの盲導犬訓練所では、秋田犬を盲導犬として訓練した実績があり、日本犬が盲導犬になったのは、この秋田犬一頭だけを云われている。

#### 4) 盲導犬の適性について

- (1) 体格は、体高は、55 c m，体重は25～30 k g 位
- (2) 歩くスピードが安定している
- (3) 手入れが容易な短毛
- (4) 性格が明るい
- (5) 攻撃性がない
- (6) 警戒心がない
- (7) 人の声によく反応して喜ぶ
- (8) 雷など突然の音に怯えない
- (9) はしゃぎすぎない
- (10) 集中力がある
- (11) 落ちついている
- (12) 他の犬に興味を示さない
- (13) 主人と歩行することが嬉しい
- (14) 勝手な行動は不適
- (15) 車や舟に酔わない
- (16) 臭い取りをしない
- (17) 駄吠えしないこと。

#### 5) パピーウオーカー制度

子犬は、生後50～60日になるとパピーウオーカーの家庭で、生後一年になるまでの期間育てられる。

パピーウオーカーの条件

- (1) 犬を飼った経験があること
- (2) 常に面倒を見られる
- (3) 小学生、中学生がいる家庭
- (4) 犬の嫌いな人がいないこと
- (5) ドッグフードなどの費用を負担できる
- (6) 健康管理を責任を持って行えること
- (7) 溺愛はしない

そしてその効果については盲導犬として有用になること

- (1) 家庭内の音になれる
- (2) 人間が大好きな犬になる。
- (3) ものをかんだり傷つけない
- (4) 来客などに吠えない
- (5) トイレの週間
- (6) 健康で体力のある犬に成長する
- (7) 社会環境になれて落ちついて行動する
- (9) 地域の人々が視覚障害者や盲導犬について理解を深める

## 6) 盲導犬訓練用語

盲導犬に対する命令言葉は、英語でも、日本語でも問題がない。盲導犬を育成している世界各国でもその国の母国語が使われており、犬に判りやすい短い命令語であればよい。

## 7) 盲導犬訓練の実際

- (1) 盲導犬の適性とその観察期間はチェックリストをもとに約2週間観察
- (2) 服従訓練は主人の命令に従う訓練ですわれ、ふせ、まて、まわれ、かいだん、等30語以上理解できる
- (3) 視覚障害者と行動するときと同じ環境のもとで歩行訓練を行う

(4) 初期の歩行訓練：リードによりコントロールして歩き、路上の臭いや犬、猫に誘惑されずにまっすぐ歩かせる訓練

(5) 交差点での停止と発進

(6) 障害物訓練：安全に誘導する訓練

(7) 階段や歩道橋への誘導

(8) レストランや喫茶店の訓練：足元に伏せた状態で静かに待つこと、食べ物にも興味を示さないように訓練する

(9) 電車の訓練

(10) 歩道のない道路での歩行：

(11) 歩道のある場合の歩行

(12) 方向転換

(13) 応用訓練

(14) 不服従訓練：主人が命令しても、危険なときには命令に従わない判断力を養う

(15) 目隠しテスト：最終段階

(16) その他

そして、訓練して合格できるのは中部盲導犬協会では50%の確率である。盲導犬になれなかった犬は、パピーウォーカーの家に迎えられる。

## 8) 視覚障害者の盲導犬貸与の条件と共同訓練

中部盲導犬協会では、以下の4項目が示されている。

(1) 18才以上で、身体障害者手帳交付、視覚障害1級のもの

(2) 盲導犬との共同訓練を受けられるもの

(3) 盲導犬を責任を持って飼育管理できること

(4) 盲導犬の歩行に支障のない程度の健康体であること

この様な次第で、愛知視覚障害者援護促進協議会の主目的である、なお医療を必要としている視覚障害者はその条件に入らないことになる。

## 9) 盲導犬の貸与と費用について

(1) 原則として無償で貸与される

(2) 共同訓練中の食費、宿泊費などは実費負担となっている。

## 10 盲導犬の貸与に関する補助

- (1) 飼料費の補助：月額6、000円
- (2) 訓練材料費の補助：ハーネス、リードなど
- (3) 狂犬病予防の登録と予防注射の減免

## 11) 盲導犬の申請

視覚障害者より盲導犬の申請書が提出され、申請を受理する、申請書には住所、氏名、年令、失明原因、視力の程度、障害手帳番号、身長、体重、盲導犬を欲しい理由、家族構成など

## 12) 自宅訪問と面接

申請書をもとに自宅を訪問して、面接と歩行テストを行う。

視覚障害者と盲導犬の相性を合わせるのに自宅訪問と面接は欠かせない重要なものである。

## 13) 盲導犬の選択

本人にあった場合共同訓練に入る

## 14) 共同訓練

共同訓練の期間は盲導犬総合訓練センターに宿泊が4～6週間。

再貸与の場合は2週間である。

## 15) 健康管理などの教育

健康管理などの講義は内容を利用者に十分理解されるように行われる。

- (1) 盲導犬の手入れの仕方
- (2) ワクチンの接種、伝染病とその予防
- (3) ドッグフードの与え方とカロリー
- (4) 犬の身体の構造と特異性

- (5) 盲導犬の歴史と犬と社会の関わり
- (6) 犬の社会性
- (7) 犬の性格と対処の仕方
- (8) 残存感覚の活用
- (9) 上手な援助依頼の方法
- (10) 季節による盲導犬の管理
- (11) 雨天時や雪道での注意

## 16) アフターケア

アフターケアも重要なもので、盲導犬を貸与した後も最良の状態では盲導犬と行動が出来るように、各種相談や問題解決のために実施している。

卒業直後の初期アフターケア

定期的アフターケア

緊急時のアフターケア

## 17) 盲導犬施設および盲導犬訓練に関わる基準

盲導犬施設および盲導犬訓練に関わる基準が1998年に出された。

- ・盲導犬訓練施設設置運営基準
- ・「盲導犬訓練施設管理規定」準則
- ・盲導犬歩行指導計画基準
- ・盲導犬歩行指導員等養成基準
- ・盲導犬訓練基準

## 18) おわりに

私が3年前に編集した本でしあったが、今改めて勉強し直して、盲導犬が今現在の社会的地位を獲得するまでには大変なエネルギーが必要であったことがよく判る。

同じ道を迷うことはないと思われる。

盲導犬開発に際し、おつかってこられた多くの問題点を学びながら、介助犬をリハビリテーション医療として普及させていく道を求めていきたいと考える。

冒頭にも述べたように、介助犬をリハビリテーション医療として進めていく上で、大切なことはチーム医療であること、したがって、多方面の人が知識と経験を寄せあって一人の患者に適切な介助犬が処方され、適切な訓練が出来、家庭復帰、社会復帰した後も、適切にフォローアップが出来るよう、この連携が、従来の医療には見られなかった最重要課題だと考える。



平成 10 年度厚生科学研究 (障害保健福祉総合研究事業)  
介助犬の基礎的調査研究

海外における介助犬の実態調査

山崎病院  
山崎恵子

### 「海外における介助犬の実態調査」

これは介助犬に関する世界各国の実態を調査し今後の我が国における政策・システムなどの開発に役立てようという試みである。当然の事ながらすでに多数の介助犬が社会で活躍をしている国が調査の主体となっており、故に西欧・米国の状況が同報告書の主たる内容となっていることをあらかじめ述べておく。特に主として英・米の育成団体の多くが所属しているADI（アシスタンス・ドッグ・インターナショナル）は定期的に加盟団体を対象とした実態把握調査を実行しており、その報告書が世界の先端事情の大きな部分を含んでいることも特筆すべきであろう。その反面欧州においてもまだ犬の実動数が極めて少ない「発展途上」の地域もある。調査対象となった国々のほぼ全てにおいて公的な介助動物の登録制度がないことから正確な数や団体数を把握することは不可能に近いようである。研究期間内に接触を取ることでできた各国の育成団体に対するアンケート調査という形式で情報収集を行った今回の調査にはこのように実態が如実に反映されている。

第一項目・介助犬の公的登録制度の有無に対して正確な返答が得られた国々は次の通りである。

英国－無し

米国－無し

イスラエル－無し

南アフリカ－無し

オーストリア－無し

他同項目に対して無回答であった国においても（アンケートを返送せず組織概要などの資料のみ送付してきた団体）公的登録制度が存在する可能性は極めて低いと考えられる。公的な登録制度を設置する場合には「登録犬」を定義する一般的な基準が必要であるが、主として複数の民間育成団体が介助犬を育成している欧米の現状においてはそれらの仕事の上に「公的基準」という網をかぶせることは非常に大きな抵抗を招くおそれがある。おそらくは特定の育成団体の基準を流用することにも無理があろう。同じ民間団体でも実際の育成、すなわち犬の訓練、を行っていない「啓蒙組織」などを巻き込んだ基準作りが最も望ましい形かもしれぬ。例えばペットの分野においてはアメリカン・ケンネル・クラブが何年もの間「グッド・シチズン・テスト」（優良な市民となる犬の検定）を提唱してきているが、周囲に迷惑をかけぬ良い市民であるか否かの検定は当然公共の場に出ていく介助犬にとっては重要な点であろう。むろんGCT（グッド・シチズン・テスト）は任意の基準であり、我が国にも同様の思想で「優良家庭犬普及協会」なるものが類似した検定を行っているが、それらをそのまま活用する、ということではなく、このような種々のシステムを参考にしつつ今後の対応を慎重に検討すべきであろう。

第二項目・自国内の介助犬頭数（実動中）同項目は各国とも正式な登録制度がないためにはっきりとした返答は非常に少ないものとなった。

英国－おそらく一千頭以上

米国－おそらく数千頭

スイス－62頭

イスラエル－30頭

南アフリカー 20頭

オーストリアー自組織しかわからぬ、80頭

フィンランドー 20頭

カナダー「多数」

上記の返答からもわかるように主要育成団体経由でしか情報を入手することができぬために中には自組織が訓練した犬のかずしかわからぬ、という場合もあった。はっきりとした数字が出ている国においては育成団体そのものが一つしかなく、故にそこを卒業した犬たちしか社会に出ていない、ということなのである。英、米、カナダなどにおいては相当数の介助犬がすでに社会に入り込んでいるようではあるが、団体から個人の訓練士まで、と育成方法も様々であり、実動中の犬の数を把握することは不可能である。またいずれの国においても公的基準、法律の整備不足等々のために実情は「誰でも介助犬が育成できる」という状態であり、はっきりと実動数を出している国においてもさだかではないのである。

### 第三項目・自国の介助犬育成団体多数

ここにおいても項目1、2と同様に国が育成団体の数を把握するためのシステムを有している例はほとんどなく、正確な実態はわからぬのである。

英国、米国、カナダー複数（特に米は多すぎてまったく把握できぬ）

イスラエルー 1団体

南アフリカー 1団体

スイスー 1団体

オーストリアー 1団体

フィンランドー 1団体

自国には現在1団体しか介助犬を育成しているところはないという返答の場合にも「個人的に」もしくは「個別に訓練士に要請し」育成した犬はこの限りではなく、その数も不明である。

### 第四項目・介助犬に関する特別な法律の有無

介助犬そのものを扱った法律は欧米でもあまり現在のところ整備されておらぬようである。介助犬のアクセス権等を具体的に確保しているのは米国のADA法（米障害者法）だけである。その他の国においては「盲導犬に準じる扱い」（法的基盤無し）、「現在立法準備中」、もしくは「まったく何もない」のいずれかである。特にイスラエルにおいては立法の準備が進められている故に公共の場に介助犬が出入りを断られるなどのアクセス問題が生じた場合にはそのつど関連議員に連絡を取り対処してもらうようである。しかしアクセス権が法で守られている米国においては逆に介助動物の公的基準も登録制もない状況下での法律故に自己申告という極めて不確実な軸を中心にすえざるを得ぬのである。介助犬を障害者自身に申告してもらう、ということは障害者であればどのような動物でもその「介助目的」を述べることであれば、それをどこにでも連れ歩くことができる訳である。訓練の度合いや動物の種類などに関する規則はむろん全くないために文字通り権利を主張する側の言いなりにならねばならぬのが同法の現状であり、決して理想的なシステムではないようである。

介助犬が障害者の社会生活の妨げにならぬようその社会的アクセスを確保、拡大していくためには当然の事ながら法整備が必要であろう。しかしながら十分な質の確保無しにあらゆる場に介助犬の出入りを法律で保証してしまうことは、ともすれば後の「後退現象」、すなわち事故・不備等による介助犬の締め出し、につながる危険性もあることを決して否定することはできぬのである。しかし、我が国においては障害者のアクセスと動物のアクセスいずれにおいても社会一般の認識は欧米と比べ低いと考えざるを得ぬものであり、一般のペットの社会参加がすでに伝統としてあり、かつ動物の福祉に関する法律などの整備もされている国々と比較すれば今後の法整備の道程はより険しいものになるであろう。

#### 第五項目・介助犬育成に公的資金の有無

返答のほとんどは公的資金援助は無し、となっている。オーストリアのみ郡（自治体）によって出る場合があり、地域差が生じている、ということである。幾つかの項目に記述したように介助犬の育成は欧米においては主として民間団体が行っているものであり、要は、それらの団体に対する助成金はほとんど出ていないのが現状である。このような組織の運営方法としては民間の寄付にたよるところもあれば、受益者負担として育成費用をユーザーが支払う場合もある。しかし、欧米には非営利団体に対する寄付が控除される税制を有するところが多く民間の団体が運営資金を集めやすい制度が確立されている。この制度なくしては民間育成団体がある程度の質と規模を維持しつつ存在し続け、障害者に低コスト、もしくは無償で介助犬を提供して行くことはかなり困難なことであろう。

#### 第六項目・ユーザーの障害の等級付の有無

これは介助犬の取得にかかわるものとして考える場合はほぼ皆無に等しい、と考えて良いであろう。英、オーストリアなど障害の等級付はあるようであるが、各国とも介助犬を育成している団体ごとにユーザー基準が異なるために障害の等級に基づいたユーザー選択が行われている訳では決していない。

#### 第七項目・公共施設、交通機関などの受け入れ

これは返答者全てが「有」と答えている。返答に具体的にあげられた施設は次の通りである。

- |        |          |
|--------|----------|
| ・レストラン | ・ホテル     |
| ・店舗    | ・博物館、美術館 |
| ・学校    | ・タクシー    |
| ・会社    | ・バス      |
| ・電車    | ・地下鉄     |

場所によっては事前の許可が必要である、という注釈が幾つかの返答についていた。欧州においてはペット（犬）も上記の施設に出入りできる場合が多く、改めて介助犬のためにアクセスを改善せねばならぬ、という場合の方がむしろ少ないのである。米国はその点ではペットのアクセスがやや限られている。しかしADA法や住宅関連の法律などによって介助犬そのもののアクセスは完全に確保されているとあって良いであろう。

以上が各国育成団体からの返答のまとめであるがその中で幾つか重要な点が浮かび上が

ってきたようである。まず一つは返答に見る重要な動向である。

育成団体に関する質問の返答は主として二つに分けることができる。一つの組織しか存在しない場合と雨後の竹の子状態で大小様々な組織が乱立している場合である。前者は介助犬という概念が比較的新しく、まだ出発点に立ったばかり、という国に多く、後者はやや歴史のある国に多いようである。育成団体の数が少なれば犬の数もどんどん増やすことはできぬのであるが様々な組織が乱立した場合は逆に質の確保が非常に困難になるのである。かつ法律や基準作りに着手した際にも各方面から意見・異議が申し立てられ作業が難航するわけである。

次に登録制の欠如であるが、介助犬の登録を一括して公共の機関が行っている例は今回の返答の中にはなかったが、各育成団体が自組織の犬をマイクロチップなどの個体識別手段を用いて自らの台帳に登録する、ということは行われているのである。

最後に強調すべきは育成団体をまとめる組織、もしくは育成団体に有益な情報をもたらす組織の重要性である。英国の Assistance Dogs U.K.、米国に本部を置く Assistance Dogs International、及び同じく米国に本部を置くデルタ協会の National Service Dog Center などがそれである。これらの組織は次のような作業を実施するために必要不可欠である。

- ・政治的・法的ロビー活動
- ・品質管理の基準作り
  - －犬の訓練
  - －訓練士の訓練
  - －ユーザーの訓練
- ・ユーザーやユーザー候補者のための客観的情報の提供
- ・マスコミ、一般市民、地域社会に対する正しい情報による啓蒙

その他組織によっては自らのノウハウを生かし介助犬育成プログラムの設立を目指す者達に対する養成講座を提供しているところもある。

上記の情報組織が担うべき役割の中でも特に重要視されているのがユーザーやその候補者に対する客観的情報の提供であろう。幾度となく指摘されてきたように現在介助犬は世界各国においても「個人的な訓練」が許されている状態にある。つまり専門の育成団体外で個別に訓練士などにトレーニングを依頼することも、また逆に個々の訓練士が介助犬のトレーニングを行うというサービスを有料／無料で提供する、ということも可能なわけである。その中において自らに最適な介助犬を手に入れるためにはまず何をポイントとして見たらよいかを障害者自身が把握できていない場合が非常に多いようである。介助犬を作る作業の中では「犬の訓練技術」はあくまでも一要素でしかない。それ以外にどのような要素があり、「何」を事実上、「誰と」確認し合わねばならぬかを正確な情報としてまずユーザーとなる、つまり消費者となる、人間に提供することが最も優先されるべき事柄なのである。また訓練そのものにも様々な手法があり介助犬を作るための「唯一の方法」などはあり得ぬのである。消費者が自らが受け継いで行かねばならぬ犬の扱いに用いられている手段を十分に使いこなせぬ、もしくは使いづらいものとして見ているのであれば、他の手段を選択する、というオプションを与えられるはずである。それらが何であるか、を事前に消費者には知っておく権利がある。

このような有益な情報なしに介助犬を求めること自体非常に不自然でもあり、かつ危険